

(下線部分が変更箇所)

新	旧
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第 2 条第 11 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。 2 （省 略） 3 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、<u>法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）</u>に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（<u>この契約に基づき、</u>非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2042 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の<u>非課税口座開設届出書</u>に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。 <u>2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。</u> 3 <u>前三項</u>にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の<u>非課税口座開設届出書</u>に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただ	第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第 2 条第 8 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。 2 （同 左） 3 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、<u>非課税適用確認書の交付申請書（法第 37 条の 14 第 6 項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）または非課税口座簡易開設届出書（非課税口座簡易開設届出書は累積投資勘定を設定する場合を除きます。）</u>に必要事項を記載のうえ、署名押印し、<u>それに当組合の定める一定の書類を添付して、法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号イ（2）（非課税管理勘定にかかる期間）およびロ（累積投資勘定にかかる期間）に定める勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの間に</u>当組合に提出するものとします。 <u>なお、当組合は、口座開設届出書等による場合は別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、また、非課税口座簡易開設届出書による場合はすみやかに、非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当組合で保管します。</u> 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2037 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の<u>口座開設届出書等</u>に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。 <u>（追 加）</u> 3 <u>前二項</u>にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の<u>口座開設届出書等</u>に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当

新	旧
し、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。 4 <u>前四項</u>の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）<u>（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）</u>を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 5 第1項の<u>非課税口座開設届出書</u>が、提出され、当組合が申込みを承諾した場合には、<u>その提出された日において</u>非課税口座が開設されます。 6 第2項、<u>第2項の2</u>または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。 7 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が<u>新たに</u>非課税管理勘定または累積投資勘定（第2項に定めるものをいいます。）を設定しようとする場合には、<u>当組合の定める一定の書類</u>を提出するものとします。 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、<u>非課税口座開設届出書</u>を当組合に提出することはできません。 9 <u>非課税口座</u>を当組合<u>以外の</u>他の金融商品取引業者等に<u>開設し、または開設していた</u>お客様は、<u>非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）</u>を当組合に提出することはできません。 10 お客様が当組合に提出された<u>非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または</u>当組合に提出することができない場合に該当する<u>旨およびその理由の通知を受けた</u>場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者のお客様に限ります。 <u>第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</u> <u>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該</u>	該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。 4 <u>前三項</u>の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 5 第1項の<u>口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当組合が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受け、</u>当組合が申込みを承諾した場合には、提出された日<u>の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の</u>非課税口座が開設されます。<u>口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当組合が税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの当組合が定める日までの間に提出された場合には、当組合が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、当組合が申込みを承諾した後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。</u> 6 第2項または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。 7 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が<u>新たな勘定設定期間にかかる</u>非課税管理勘定または累積投資勘定（第2項に定めるものをいいます。）を設定しようとする場合には、<u>当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書</u>を提出するものとします。 8 当組合<u>または他の金融商品取引業者等</u>に既に非課税口座を開設しているお客様は、<u>非課税口座簡易開設届出書</u>を当組合<u>または他の金融商品取引業者等</u>に提出することはできません。 9 <u>口座開設届出書等または非課税適用確認書の交付申請書</u>を当組合<u>または他の金融商品取引業者等に提出した</u>お客様は、<u>非課税口座簡易開設届出書</u>を当組合<u>または他の金融商品取引業者等</u>に提出することはできません。 10 お客様が<u>第1項の規定により</u>当組合に提出された<u>非課税口座簡易開設届出書が前二項の規定により当組合に提出することができない場合に該当することが、法第37条の14第12項第2号に規定する、税務署からの当該事項の提供その他等により判明した場合には、第1条の規定により</u>お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者のお客様に限ります。 <u>（追 加）</u>

新	旧
<u>当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。</u> 第3条（非課税管理勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書<u>または非課税口座開設届出書</u>に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 (省 略) 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も<u>当組合</u>に設けようとする場合には、当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）</u>が年の中途において<u>提出された場合における当該提出</u>された日の属する年にあつては、<u>その提出</u>の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。 第3条の2（累積投資勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、<u>廃止通知書または非課税口座開設届出書</u>に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前条第2項の規定は、当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。 3 前条第3項の規定は、すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を<u>当組合</u>に設けようとする場合に、準用します。 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）</u>が年の中途において<u>提出された場合における当該提出</u>された日の属する年にあつては、<u>その提出</u>の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 第4条 (省 略) 第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止） お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14 <u>第13項</u>に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。	第3条（非課税管理勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書<u>または</u>非課税口座簡易開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 (同 左) 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も<u>当該非課税口座</u>に設けようとする場合には、<u>当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書その他</u>当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座</u>が年の中途において<u>開設</u>された日の属する年にあつては<u>非課税口座開設</u>の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。 第3条の2（累積投資勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書<u>または</u>廃止通知書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前条第2項の規定は、当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。 3 前条第3項の規定は、すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を<u>当該非課税口座</u>に設けようとする場合に、準用します。 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座</u>が年の中途において<u>開設</u>された日の属する年にあつては<u>非課税口座開設</u>の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 第4条 (同 左) 第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止） お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14 <u>第18項</u>に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

新	旧
2 （省 略） 4	2 （同 左） 4
第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出） お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 <u>第 16 項</u> に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。	第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出） お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u> に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。
2 （省 略） 3	2 （同 左） 3
第 7 条（省 略）	第 7 条（同 左）
第 7 条の 2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 1 （省 略） 2 3 お客様が当組合において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または <u>平成 29 年</u> 内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。	第 7 条の 2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 1 （同 左） 2 3 お客様が当組合において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
第 8 条 （省 略）	第 8 条 （同 左）
第 9 条	第 9 条
第 9 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1 （省 略） 2 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合 で、お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 13 <u>第 20 項の規定において準用する、同条</u> 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	第 9 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1 （同 左） 2 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合 で、お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出が あった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
第 10 条（省 略）	第 10 条（同 左）

新	旧
第 10 条の 2（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） お客様が当組合に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当組合に対して「非課税口座異動届出書」<u>（施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に規定されるものをいいます。以下本条において同じ。）</u>を提出していただく必要があります。 2（省 略）	第 10 条の 2（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） お客様が当組合に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当組合に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2（同 左）
第 11 条（省 略） 第 13 条	第 11 条（同 左） 第 13 条
第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 31 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。	第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。
第 15 条（届出事項の変更） <u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書</u>の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 <u>第 1 項</u>に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 <u>第 4 項</u>の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 4（省 略）	第 15 条（届出事項の変更） <u>口座開設届出書等</u>の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 4（同 左）
第 16 条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき当該提出日。 ② 法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u>に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日） ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。 （以下省略）	第 16 条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき当該提出日。 ② 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 29 項</u>に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 31 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日） ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 31 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。 （同 左）

附 則

(実施日)

この約款は、令和3年4月1日から実施する。